

令和 7 年 3 月 26 日  
国土技術政策総合研究所

## 国総研と横須賀市は 災害時における施設の使用に関する協定を締結しました。

令和 7 年 3 月 25 日、国土技術政策総合研究所（横須賀）（以下、国総研）は、横須賀市が大規模災害において迅速かつ円滑な災害活動を進められるよう、国総研の施設の使用に関して防災協定を締結いたしました。

### ●協定内容

横須賀市からの要請に基づき、国総研は以下の施設の使用に関し、災害活動拠点としての施設（宿泊棟等）の提供について可能な限り協力する。

施設名 国土技術政策総合研究所 横須賀第二庁舎（横須賀市神明町 1-12）



締結式の様子

右より

国土交通省国土技術政策総合研究所  
副所長 宮島 正悟

横須賀市  
副市長 田中 茂

（問い合わせ先）  
国土技術政策総合研究所 管理調整部  
国際業務研究室 大賀  
（TEL：046-834-9584）

## 災害時における施設の使用に関する協定書

国土交通省国土技術政策総合研究所（横須賀）（以下「甲」という。）と、横須賀市（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、横須賀市内に災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に乙が甲の管理する施設の一部を一時的な災害活動拠点として使用することについて必要な事項を定めるものとする。

### （協力の種類）

第2条 乙は、災害時において、甲が管理する以下の施設を乙の一時的な災害活動拠点として使用する必要が生じたときは、甲に対し協力を要請することができる。

2 甲が管理する施設は、以下のとおりとする。

施設 国土技術政策総合研究所  
横須賀第二庁舎（宿泊棟、中庭、駐車場）  
所在 神奈川県横須賀市神明町1-12

### （協力要請）

第3条 乙は、前条に基づき甲の協力を得る必要があるときは、国有財産使用許可申請書（別記様式第1号）の提出をもって甲に対し協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するとき又は書面による要請が困難なときは、口頭により要請し、事後、速やかに甲に文書をメール又は郵送等で提出するものとする。

### （協力の実施）

第4条 甲は、前条に基づき乙から協力要請を受けた場合は、甲の「TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）活動」等の業務を妨げない場合等、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において、可能な限り乙が必要とする協力を実施するものとする。

2 甲は、協力にあたり、あらかじめ施設の被害状況を確認のうえ使用可能

な場所を把握し、要請時に乙に情報提供するものとする。ただし、使用を許可する場所の範囲は、甲の許可時に別途定めるものとする。

- 3 甲が協力を実施する場合は、乙に国有財産使用許可書を提出するものとする。
- 4 甲は、協力を実施する旨について国土交通省国土技術政策総合研究所（つくば）に報告することとする。
- 5 乙は、第3項の規定により通知を受けたときは、許可内容に基づき使用するものとする。

#### （施設の使用上の責務）

第5条 乙は、施設の使用にあたり、甲が別に定める当該施設の管理規則を遵守し、乙の責任において適切に使用するものとする。

#### （災害活動拠点の管理運営）

第6条 災害活動拠点の管理運営は、乙の責任において行うものとする。

#### （経費の負担）

第7条 甲は、第3条の要請を許可する場合は、国有財産法第19条において準用する同法第22条第1項第3号の規定に基づき、使用料は無償とするが、乙は、この協定に基づいて甲が行った協力に係る次の実費を負担する。

- （1）リネン類のクリーニング費
- （2）使用した施設の水道光熱費

#### （請求及び支払い）

第8条 甲は、前条の費用を集計し乙に請求する。

- 2 乙は、前項による甲の請求があった場合は、その内容を確認の上、速やかに甲に支払うものとする。

#### （使用終了と引渡し）

第9条 乙は施設の使用を終了した場合は、施設を現状に復旧し、甲の確認を受けた後、引き渡すものとする。

#### （連絡担当部局）

第10条 甲乙両者は、この協定の実施に関しあらかじめ連絡担当部局を定め、毎年、連絡体制を確認するとともに災害時には速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協定の発効)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を発生するものとし、甲又は乙が文書により協定書の解除を通知しない限り継続するものとする。

この協定の締結を証するため、甲及び乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和7年3月25日

甲 国土交通省国土技術政策総合研究所副所長 宮島 正悟

乙 横須賀市長 上地 克明

